

令和4年度 事業報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I 概 況

佐渡法人会は、令和4年度は前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、法人会活動の原点である『税』に関する活動や、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るための研修会・セミナーなどの一部が中止を余儀なくされ、会員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。この状況の中でも実施可能な事業に積極的に取り組みまた、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会を開催しました。
租税教育活動は、小学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第9回目を開催しました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、地域の活性化に役立つ講演会を国中地区合同で開催しました。また、会員の皆様に役立つ小冊子を多数配布しました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として取扱い三社との連携により、大型保障制度への加入促進を図りました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、令和4年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

Ⅱ 公益関係

1 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」について、開催しました。

担当	内 容	開催月	参加人数	講 師
研修委員会	税制改正等について	7 月	12 名	佐渡税務署
研修委員会	会社の決算申告について	10 月	9 名	佐渡税務署
研修委員会	基礎からわかるインボイス制度	11 月	14 名	佐渡税務署
青・女共催	決算書の見方	6 月	9 名	山本敏彦 税理士
青・女共催	印紙税について	2 月	7 名	佐渡税務署
青年部会	消費税 インボイス制度について	4 月	11 名	佐渡税務署
女性部会	改正電子帳簿保存法	4 月	11 名	佐渡税務署
女性部会	消費税 インボイス制度について	5 月	9 名	佐渡税務署
女性部会	決算書作成の注意点	7 月	8 名	佐渡税務署
女性部会	令和4年度税制改正について	9 月	6 名	佐渡税務署
女性部会	税務署幹部職員との懇談・税務署長講演会	11 月	7 名	佐渡税務署
女性部会	年末調整について	12 月	7 名	佐渡税務署
女性部会	経営者の確定申告	1 月	4 名	佐渡税務署

② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で24時間いつでも無料で100タイトル以上の税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけますが、今年度は1年間で2,890回のアクセスがありました。

(2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会

本年は不参加

② 租税教室

小・中学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえるよう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

開催日	学校名	対象者	講 師
4. 5. 11	内海府小・中学校	6 名	青年・女性部会
4. 5. 16	小木小学校	2 0 名	青年・女性部会
4. 5. 18	行谷小学校	1 8 名	青年・女性部会
4. 5. 19	二宮小学校	3 2 名	青年・女性部会
4. 5. 31	真野小学校	3 7 名	青年・女性部会
4. 6. 13	両津吉井小学校	9 名	青年・女性部会
4. 6. 14	羽茂小学校	1 9 名	青年・女性部会
4. 6. 17	両津小学校	2 1 名	青年・女性部会
4. 6. 28	河原田小学校	2 8 名	青年・女性部会
4. 7. 4	畑野中学校	2 5 名	青年部会
4. 7. 8	相川中学校	2 1 名	青年部会
4. 7. 14	両津中学校	5 8 名	青年部会
4. 7. 14	高千中学校	4 名	青年部会
4. 7. 21	松ヶ崎中学校	1 1 名	青年部会
合計	1 4 校	3 0 9 名	

③ 税に関する絵はがきコンクール

小学校の租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、7校145作品の応募があり入選作品には学校を通じて表彰しました。

なお、入賞作品はHPに掲載しました。

(3) 税の広報活動

① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回（9月・2月）、全法連「ほうじん」年4回（季刊発行）を会員に無料で配布しました。

② 税についての情報を随時ホームページに掲載しました。

③ 会報でe-Tax利用、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

(4) 研修会用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員に配付しました。

- ① 「税制改正のあらまし」速報版 ② 「税制改正のあらまし」
- ③ 「主要税法取扱便覧」 ④ 「支出をめぐる会社税務Q&A」
- ⑤ 「消費税の有利な制度選択と活用」
- ⑥ 「電子取引データ・電子インボイス保存対応術」
- ⑦ 「税務&補助金&金融ガイド」
- ⑧ 「ウイズコロナ時代の法人税務Q&A」
- ⑨ 「会社の決算・申告の実務」
- ⑩ 「会社役員のための確定申告実務ポイント」

2 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱に提言を取りまとめました。

令和5年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・ コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、爽籟世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。
- ・ 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうで、真つ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

1. 財政健全化に向けて

- ・ 2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・ 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- ・ 社会保障あり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- ・ 本年が2年に一度の改定年であった診療報酬では従来手法でお茶を濁した。これでは見せかけの改革といわれても仕方ない。また、コロナ禍で表面化した急性期医療の脆弱さも診療報酬と無関係ではない。都市と地方や診療科によって医師が偏在しているのも診療報酬の配分に問題があるからといわれる。

さらに、開業地域も診療科にも規制がない我が国独特な自由開業制度がこうした偏在傾向を助長していることに目を向けるべきである。規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革である。今後も発生するであろうパンデミックに備えるためにも、抜本的な医療制度改革に取り組む必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。
女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なでするような政治や行政の問題が続出している。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。それにはマイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要である。また、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することも重要である。今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となっている現在の利用範囲をどこまで広げられるかである。先進国の例も参考に広範な国民的議論が必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

- ・今後の税制改革にあたっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少期期の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす

所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

- ・岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。その方向性は是とするものの、従来政策に手を加えただけのものも少なくなく説得力に欠ける印象が強い。

我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響やエネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。そうした状況の中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するにあたっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があ

れば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請が始まっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾を引いている。現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。
 - ・ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のよ

うな民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大膽にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担

する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

役員給与は本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

同族会社における役員の業績連動給付についても、一定要件のもと、損金処理を認めるべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

子育て支援等の税制上の支援措置は国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることについて検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（２，５００万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

（１）固定資産税の抜本的見直し

令和４年度の全国の公示地価は、２年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和５年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（３０万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成３年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

（２）事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

（３）超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

（４）法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

（１）配当に対する二重課税の見直し

（２）森林環境税

（３）電子申告

（４）税制改正要望大会への参加

中止

要 望 大 会

令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税 財 政 改 革 の 実 現 を ！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

(5) 要望実現のための陳情活動

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、12月13日に高野会長・本間副会長・岩井副会長・高野総務税制委員長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡しました。また、近藤市議会議長に対し提言書を送付しました。

(6) 令和4年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。	・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。	・ 中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・ 中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

[消費税]

1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
・ インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。	・ 一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。

[相続税・贈与税]

1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
・ 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。	・ 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

[その他]

1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
・ 被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。	・ 特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
・ インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。	・ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置（電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする）が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。

3 経営支援活動

(1) 経営支援に関する講演会・研修会

新型コロナウイルスの影響により中止

(2) 研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会開催時に配付している。

4 社会貢献活動

① 税金クイズ

「鬼太鼓どっとこむ」（両津地区）や安寿天神祭のイベント（畑野地区）において税金クイズを実施しました。

② タオルの寄贈

3月に福祉施設へ寄贈した

Ⅲ 共益関係

1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催

② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式の開催

福利厚生制度の推進に功績のあった法人会役員を表彰

2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式

経理関係の事務に10年以上携わり、事業主から推薦のあった者4名を表彰。

3 会員増強推進

(1) 組織

会員数 449社（令和5年3月31日現在）※個人賛助会員2名

組織率 47.4%（所管法人数947社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期 中 移 動		期末会員数
	入 会	退 会	
(内、法人賛助会員2社) 463社	4社	18社	(内、法人賛助会員2社) 449社

	期首会員数	入 会	退 会	期末会員数
青年部会	26名	0名	3名	23名
女性部会	45名	1名	2名	44名

- ① 組織委員会の開催
- ② 会員増強推進キャンペーン実施（7月～3月）
- ③ 会員増強功労者表彰式（年間2社以上新規会員獲得の者を表彰）

4 部会等事業

・青年部会

- ①会議等 総会1回、役員会4回
- ②研修会等 ※研修会は3ページに記載

開催日	内 容	会 場	出席者
4. 6. 10	県連青年部会正副会長会議	新潟グランドホテル	部会長
4. 10. 5	県連青年部会合同セミナー	あいぼーと佐渡、ホテル志い屋	15名

- ③租税教育活動 ※4ページに記載

・女性部会

- ①会議等 総会1回、役員会3回
- ②研修会等 ※研修会は3ページに記載
- ③その他事業

開催日	内 容	会 場	出席者
4. 4. 14	女性フォーラム静岡大会	ツインメッセ静岡	2名
4. 7. 19	県連女性部会正副会長会議	新潟グランドホテル	副部会長
4. 10. 14	県連女性部会合同セミナー	村上市・大観荘	2名
5. 3. 17	局連女連協合同セミナー	水戸市・水戸グランドホテル	2名
4. 5 月～ 4. 9 月	【第9回税に関する絵はがきコンクール】※小学生対象 応募者145名		
4. 9. 21	【第9回税に関する絵はがきコンクール】 審査会（入賞41名、代表1名県連提出）	金井商工会館	5名

IV 管 理 関 係

1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

2 諸会議の開催状況

(1) 通常総会

- ① 開催日 令和4年5月25日（水）
※書面開催（新型コロナウイルス感染症感染状況を考慮して）
出席者※ 書面決議書提出者 239名（会員の過半数・書面総会成立）
賛成 239名 反対 0名
全案可決承認されました
決議事項 第1号議案 令和3年度決算報告承認の件
報告事項 理事会承認事項
・令和3年度事業報告
・令和4年度事業計画、収支予算

(2) 理事会

- ① 開催日 令和4年4月22日（金）
場 所 金井商工会館
出席人数 13名（内監事2名）
決議事項 (1) 令和4年度通常総会に付すべき事項について
(2) 事務局体制について
承認事項 (1) 令和3年度事業報告並びに決算報告承認について
② 開催日 令和4年10月14日（金）
場 所 金井商工会館
出席人数 12名（内監事2名）
決議事項 (1) 旅費規程の見直し並びに今年度の取扱いについて
(2) 商工会合併に伴う各地区会の今後の在り方について
承認事項 (1) 会員の加入・退会の承認について
(4) 会員増強推進キャンペーンの承認等について
③ 開催日 令和4年12月16日（金） ※臨時理事会
場 所 金井商工会館
出席人数 12名（内監事2名）
決議事項 (1) 来年度以降の地区会・事務委託の在り方について
(2) 新春パーティー等の開催について

- ④ 開催日 令和5年3月24日（金）
 場所 金井商工会館
 決議事項 (1) 令和5年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認について
 (2) 令和5年度第1回理事会の日時・場所の決定について
 (3) 令和4年度通常総会の日時・場所の決定について
 承認事項 (1) 会員の加入・退会の承認について
 (2) 役員の改選について
 (3) 事務所移転候補地について

(3) 正副会長会

- 第1回 令和4年8月3日（水） 金井商工会館
 (1) 第3回理事会の開催について
 福利厚生制度推進会議の開催について
 (2) 新春パーティー開催について
 (3) 会員増強強化推進キャンペーンについて
 (4) 就業規則の改訂について
 第2回 令和4年9月6日（火） 金井商工会館
 (1) 令和3年度予算遂行状況(収支見込み)について
 (2) 理事会（予算）の開催について
 (3) 監査会、理事会（総会前）の開催について
 (4) 通常総会の開催について
 (5) 全法連補助金申請について
 (6) 会員の加入について
 第3回 令和4年10月 7日（金）
 第4回 令和4年11月29日（火）
 第5回 令和5年 2月13日（月）

(4) 監査会

- 開催日 令和4年4月22日（金） 金井商工会館
 監査人 監事 渡邊 正俊 監事 曾我 正明
 立会人 会長 高野 宏介
 事務局長 齋藤 辰弥
 内 容 (1) 令和3年度事業及び会計監査

(5) 委員会

- ① 総務税制・研修合同委員会
 開催日 令和4年6月28日（火） 金井商工会館
 (1) 令和4年度事業計画について
 ② 厚生・組織合同委員会
 開催日 令和4年7月5日（火） 金井商工会館

- (1) 令和4年度事業計画について
- (2) 令和4年度推進計画について
- ③ 厚生・組織合同委員会(福利厚生制度推進連絡会議)
 - 開催日 令和4年10月14日(金) 金井商工会館
 - (1) 福利厚生制度推進状況、推進計画について
 - (2) 福利厚生制度推進表彰式について

(6) 地区会事務担当者会議

- 第1回 令和4年6月17日(金) 金井商工会館
 - (1) 令和4年度事業計画について
 - (2) 令和4年度会費納入について
 - (3) 事務処理について
- 第2回 令和5年2月17日(月) 畑野商工会館
 - (1) 令和5年度以降の地区会・事務委託の方針について

(7) その他会議・行事

- | | | |
|-------|----------------|---------------|
| 5.16 | 佐渡租税教育推進協議会 総会 | 金井コミュニティーセンター |
| 6.17 | 間税会 総会 | 旅館浦島 |
| 6.30 | 佐渡税務団体連絡協議会 総会 | 佐渡税務署 |
| 11.16 | 納税表彰式 | アミューズメント佐渡 |

(8) 全法連・局連・県連関係会議

- | | | |
|-------|-----------------------|------------------|
| 6.15 | 県連・通常総会 | ホテルイタリア軒 |
| 8.25 | 県連・組織厚生合同委員会 | ANA クラウン プラザ ホテル |
| 9.26 | 県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会 | ホテルイタリア軒 |
| 12.5 | 県連・特別講演会 | ホテルイタリア軒 |
| 5.2.9 | 県連・理事会、関東信越国税局幹部との協議会 | ANA クラウン プラザ ホテル |

※令和3年度 功労者表彰受賞者

《県法連会長 表彰状》 県連総会時代代理受領

(公社)佐渡法人会 理事 長尾 久 氏

・令和3年度 会員増強功労者表彰 1名

令和4年7月5日 厚生・組織合同委員会終了後に表彰式を実施